

年度経営計画

令和7年度

 岩手県信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

ア 岩手県の景気動向

日本銀行盛岡事務所による岩手県金融経済概況（2024 年 12 月）によれば、「最終需要の動きをみると、公共投資は、横這い圏内の動きとなっている。設備投資は、減少している。個人投資は、緩やかに回復している。住宅投資は、弱い動きとなっている。この間、生産は、緩やかに持ち直している。雇用・所得環境は、改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。」とし、「県内経済は、緩やかに持ち直している。」と分析している。

今後についても、個人消費が堅調に推移するほか、生産活動も強含みとなるなど、緩やかな回復局面になることが期待されているが、不安定な国際社会情勢、人手不足の問題等、不透明な状況もみられることから引き続き注意していく必要がある。

イ 中小企業を取巻く環境

社会経済活動はコロナ禍からの正常化が進む一方で、少子高齢化や人口減少の進展等の構造的な課題に加え、原材料価格、人件費の高騰等、依然として厳しい経営環境が続いている。

東北財務局盛岡財務事務所による岩手県内経済情勢報告（令和 7 年 1 月）によれば、企業倒産は「件数、負債総額とも前年を上回って」おり、この先の政策金利引き上げに伴う借入コストの上昇も懸念される状況にて、今後の動向について緊張感をもって注視していくことが求められる。

また、県内の中小企業・小規模事業者（以下：「事業者」という。）の資金面の状況については、「新型コロナ関連保証制度」、「伴走支援型特別保証制度」等にて積極的に融資を受けた事業者も多く、急速に膨らんだ資金需要に一服感がみられることから、新規融資については当面鈍化傾向が続くものと思われる。

(2) 業務運営方針

当協会は、中期事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）において、中期ビジョンを「寄り添う！支える！そしてともに走る！」と定め、基本方針を「すべては中小企業支援のために…」とし、3 つのテーマ「1. 企業の持続的発展のため、金融・経営両面の一体型支援に取り組みます。2. 創造的破壊により経営資源を企業支援に集中します。3. 職員が活き活きと働ける職場づくりを推進します。」と掲げ、県内事業者の支援に取り組んでいくこととしている。

前年度については、既存事業や業務プロセス、会議体について、業務の合理化、効率化の観点で検証し、見直し等に取り組んできた。

中期事業計画の 2 年目に当たる令和 7 年度については、これまで以上に職員のパフォーマンスを上げ、組織全体として業務の質的向上

に努めていくことが重要である。

また、企業支援への集中、諸施策を推進していくためには、職員のスキルアップやモチベーションの維持高揚が図られる職場環境の整備に取り組むとともに、デジタル化の推進等が重要との認識の下、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策を積極的に講じる。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

いわゆるコロナ禍の中で、過大な債務を背負った多くの事業者が、原材料価格の高騰の長期化、人件費高騰、人手不足などの厳しい環境により、収益改善が進まず、苦慮している状況にある。

そうしたことから、資金繰り状況に応じた保証制度の利用、状況によっては返済緩和等の条件変更を提案し、経営支援による業績改善も支援しながら、資金繰り支援、経営支援両面で、事業継続を断念することがないように万全を期し支えていく必要がある。

これら、いずれの支援においても、金融機関との連携がますます重要となっており、今まで以上に連携を深めていくことが必要である。

さらには、事業者のニーズに合った新たな保証制度の創設を検討することや、国（金融庁）で定めた経営者保証改革プログラムの趣旨も踏まえ、事業者選択型経営者保証非提供制度の周知を行うなど、経営者保証の提供を不要とする取扱いを着実に増加させていくことも求められている。

また、これらの取組に限られた人員、時間等を、より多く振り向けられるよう、引続き業務フローの見直し等による効率化を図っていく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

- ア 必要十分な信用供与
- イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立
- ウ 業務効率化による経営資源の集中
- エ ニーズに応える保証制度の創設

(3) 課題解決のための方策

ア 必要十分な信用供与

- (ア) 「5ing」、「10ing」の短期継続型保証と県制度の低利な長期資金等、償還力に応じた各種保証制度を活用した組み立てや、必要に応じて返済緩和の条件変更も提案し、資金繰り面での不安を軽減させ、経営改善、事業再構築に取組めるよう事業者の実情に応じた支援を行う。
- (イ) 利用実績が増加しているプロパー融資と協会付き融資でリスクを適切に分担する当協会独自の「連携支援協調パッケージ」をより一層推進していく。
- (ウ) 国の制度として創設されたプロパー同時実行又は事業者への継続的なモニタリングが条件の「協調支援型特別保証制度」を推進するなど、金融機関と連携して資金面を含めた様々な事業者の経営課題の解決にむけた取組を強化する。
- (エ) 業績悪化局面にあっても、企業訪問等により事業性、将来性を理解した上で事業継続に必要な資金を積極的に支援する。

イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

事業者選択型経営者保証非提供制度、金融機関連携型、財務要件型、担保充足型等、経営者保証の提供を不要とする協会の取扱いについて、事業者及び金融機関と情報共有するとともに積極的に活用を提案し、経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえた企業支援に取り組む。

ウ 業務効率化による経営資源の集中

当協会独自の推進組織である「保証プロセス等検討委員会」において、生成 AI の活用（※）も検討しながら、非効率化、形式化している業務の見直しを行い、資金繰り支援、経営支援業務に一層注力できる体制整備を検討する。

（※）過去の信用保険要件等実務事例の確認、各種統計資料、適用制度及び関係法令等の確保など

エ ニーズに応える保証制度の創設

協会内に設置している「保証制度検討委員会」において、事業者アンケート結果や外部環境等を分析し、県・市町村等とも連携しながら、より使い勝手の良い制度や、社会的課題の解決に繋がる制度の創設に向けて取り組むとともに、既存制度の見直しを図っていく。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

前述のような厳しい経営環境にある中、価格転嫁や生産性向上が追い付かず、事業の先行きや資金繰りに不安を抱える事業者が増えて

きていると認識している。また、東日本大震災被災時に債権買取支援を受けた債務の買い戻し、経営者の高齢化に伴う事業承継等、事業者はさまざまな課題を抱えている。

こうした課題を抱えた事業者に対し面談等により支援ニーズを確認し、さまざまなツールを活用して経営支援を継続実施しているが、県内の倒産状況は高水準で推移している。

こうした中、当協会が主体となって 1 社でも多く事業者の悩みに耳を傾け、課題を抱える事業者が必要とする支援を早期に提供できるよう取り組んでいくことが重要である。

一方で、事業者の抱える課題は多様化しており、当協会単体での十分な支援が困難である場合も多く、これまで以上に金融機関や他の支援機関と連携を深めていく必要がある。

また、創業から事業再生、再チャレンジの各局面において、事業者の実情及びライフステージに応じた金融、経営両面での切れ目のない支援を引き続き実施していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍等で過大な債務を負った事業者への支援
- (イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る事業者のライフステージに応じた伴走支援
- (ウ) 東日本大震災で被災した事業者等への継続的支援
- (エ) 効果的な経営支援手法の深化
- (オ) 関係機関との連携協調体制の強化

(3) 課題解決のための方策

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍等で過大な債務を負った事業者への支援
 - a プッシュ型面談による支援ニーズの確認

令和 6 年 6 月に改正された「信用保証協会向けの総合的な監督指針」においても、保証付き融資割合が高いなど重点的に支援を行う事業者を特定した上で、協会が主体的に経営支援の必要性を検討し、支援を行うことが求められたことから、一定の基準を定めて支援候補事業者をリストアップした上で、個々の事業者の実情にマッチした金融経営両面での支援策を講じていく。

b 資金繰り支援と一体となった経営支援

経営支援においては、まず資金繰り状況を確認し、資金繰りの安定に向けた金融支援等の検討を優先して行い、資金繰りの不安なく経営改善に取り組める状況を整えた上で、経営支援を実施する。

c 経営課題の把握と目標の共有

経営課題を的確に把握し「見える化」するため、当協会が独自に制定した「仮説・課題設定シート」(※)を活用して面談を実施し、その解決に向けて適切な支援ツールを提供する。

当協会の専門家派遣事業を活用する場合には、課題解決に向けた目標を設定し、経営者と共有して支援を行う。

(※)金融庁公表の「業種別支援の着眼点」や金融財政事情研究会発行の「業種別審査辞典」等を活用した定量分析と支援事業者の定性面を考慮し作成する。

d 価格転嫁や生産性向上に向けた支援

原材料高騰の影響を受ける事業者に対しては、専門家派遣等を活用し、価格転嫁をはじめ広く経営改善につながる支援を行う。

また、人手不足等により経営面に不安を抱える事業者には、岩手県よろず支援拠点等の支援機関との連携や、各種補助事業の情報提供等により、生産性向上につながる支援を行う。

(イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る事業者のライフステージに応じた伴走支援

a 創業機運の醸成、創業予定者への支援施策の周知を図るため、当協会主催の創業セミナーの継続開催に加え、より広がりのある活動とするため他機関とも連携した創業セミナーも開催する。

b 創業案件は、面談を重ねながら、創業計画の策定支援や金融機関紹介、日本政策金融公庫との協調支援等を実施する。

創業後はフォローアップを実施し、早期に事業が軌道に乗るようきめ細かい支援を行う。

c 事業承継案件は、面談を通じて実情把握と認識共有に努め、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関との連携や事業承継連携スキーム「つぐべ岩手」を活用した支援を行う。

d 過大な債務を抱えている事業者に対しては、状況に応じて抜本的事業再生や再チャレンジ支援に早期着手できるよう金融機関、岩手県中小企業活性化協議会と連携して対応する。

(ウ) 東日本大震災で被災した事業者等への継続的支援

a 被災事業者には定期的にフォロー訪問を行い、事業継続に必要な金融・経営支援を行う。

b 債権買取支援を受けエグジットを希望する事業者には、金融機関や岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等と連携し、適時適切なタイミングでリファイナンス支援を検討する。

(エ) 効果的な経営支援手法の深化

- a 設定した指標、目標値に基づき経営支援の効果測定と検証（※）を行い、経営支援スキーム等の改善を適時的確に講じていく。

（※）検証方法は、専門家派遣を実施した事業者を対象に、①CRD 財務点数、②簡易営業キャッシュフロー、③アンケート結果の 3 指標で検証。

①と②は支援前後の決算を比較して増加、③は 10 点満点中 7 点以上を基準とし、2 指標以上該当している場合に「支援効果あり」と判断する。

令和 7 年度は、令和 5 年度に専門家派遣を実施した事業者を対象に検証し、「支援効果あり」の事業者割合 50%以上を目標とする。

- b タイムリーかつ効果的な経営支援の事業者への提供など、支援内容の質の向上を図っていくため、職員育成と組織的な支援体制の強化を進める。

（才） 関係機関との連携協調体制の強化

- a 主務官庁、金融機関、商工団体や岩手県中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等の支援機関と随時情報交換を行って関係を強化し、個別事業者の支援の際には協会がハブ機能を担いながら、それぞれの機関の強みを生かし、連携して効果的な経営支援の提供を図る。

【期中管理部門】

（1） 現状認識

条件変更、延滞・事故、代位弁済は前年比増となっており、今後も当面同様の推移が見込まれる。経営努力する事業者が外部環境等の影響により事業継続を断念し、廃業、代位弁済に至ることがないように、金融機関と緊密に連携しながら事業者の実態把握を行い、資金繰り支援・経営支援を適切に実施していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

（2） 具体的な課題

ア 正常化、事業継続に向けた金融機関と連携した早期期中管理の対応

（ア） 業績悪化の兆候の早期把握

（イ） 条件変更を繰り返している事業者への対応

（3） 課題解決のための方策

ア 正常化、事業継続に向けた金融機関と連携した早期期中管理の対応

（ア） 業績悪化の兆候の早期把握

- a 金融機関との日常的な情報交換、定期的なピアリング等により、月内延滞発生の事業者や、初めて返済緩和条件変更を行う事業

者など、業況悪化傾向の初期段階での情報共有に努める。

- b 条件変更事業者への初動対応として1回目の返済緩和の条件変更を行った事業者に対しては、必要に応じて金融機関同行での訪問により実態把握を行い、資金繰り支援、経営支援等支援策を検討する。

(イ) 条件変更を繰り返している事業者への対応

- a 条件変更を繰り返している事業者に対しては、金融機関と連携して、事業者の改善意欲、改善計画の進捗状況などを確認しながら、支援策を検討する。
- b 延滞・事故事業者についても金融機関と定期的な情報共有、必要に応じた企業訪問により実態を把握し、事業継続意欲と改善の方向性を確認した上で、岩手県中小企業活性化協議会等の支援機関の利用も含め、支援策を検討する。
- c 保証料未納事業者についても、必要に応じて企業訪問等により実態を把握の上支援策を検討し、早期解決を図る。

【回収部門】

(1) 現状認識

前年度における代位弁済事業者は、6割程度が破産等法的整理であり、担保処分以外の回収目処が立たないなど回収環境は厳しい状況にある。

そうした中で、回収が期待できる債務者に対しては、回収機会を逸失することがないように代位弁済前における面談、資産調査等の初動対応を徹底していく必要がある。

また、事業を継続しながら誠実に返済を履行している債務者の事業再生を後押しするため、金融機関との融資取引の再開に向けて求償権消滅保証に取り組む必要がある。

同様に、誠実に弁済を行ってきた連帯保証人に対しても生活再建に向けて、個々の実情に応じた経営者保証ガイドラインや一部弁済の活用による保証債務免除を取組んでいく必要がある。

さらに、限られた人員で回収の最大化を実現するためには、債権管理事務の効率化が不可欠であり、データを活用し、個々の求償権の管理状況の詳細を把握・共有できる帳票を作成するなど、デジタル化による求償権管理体制を構築していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

- ア 迅速な対応による適切な回収と求償権管理

イ 再生支援への取組

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(3) 課題解決のための方策

ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理

(ア) 回収が見込まれる代位弁済予定事業者に対しては、代位弁済前に期中管理担当者と同行面談し、資産調査や代位弁済後の債務履行を促す等の初動対応を徹底するほか、必要に応じて求償権の事前行使を検討する。

(イ) 無担保債権は、債務者等の現況把握や督促に努め、誠意がない債務者等には速やかに法的措置による回収を検討する。

(ウ) 有担保債権は、債務者等の実情を勘案し、任意売買、競売申立、担保権協定締結等状況に応じた適切な措置を講ずることとし、任意売買の場合は、関係人の同意を取得の上信頼できる不動産業者や金融機関への情報提供を行い、競売の場合は物件情報をホームページや保証月報に掲載し、物件売却を促進する。

イ 再生支援への取組

(ア) 事業継続中の債務者の業況を把握し、早期に事業再生が見込める事業者については、関係部署や必要に応じて外部の支援機関と連携し、求償権消滅保証の活用による事業再生を推進する。

(イ) 求償権消滅保証の主担当を置き、回収担当からの相談対応、取組上の問題点整理及び企業支援担当者との調整を行い、求償権消滅保証等の取組を推進する。

(ウ) 一定期間資力に応じた弁済を誠実にしている求償権関係人に対しては、柔軟かつ積極的に、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図る。

(エ) 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の申出があった場合は、申出の内容に応じて柔軟に対応する。

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(ア) 回収見込のない求償権債務者に対しては、速やかに管理事務停止を講じる。

また、管理事務停止事業者で求償権整理が可能となった事案は適宜手続を実施する。

(イ) 求償権管理事務の効率性や管理コストを踏まえ、必要に応じて「期中・求償権管理事務要領」など諸規定の見直しを進める。

(ウ) デジタル技術やデータを活用し、個々の求償権の管理状況の詳細を把握できる帳票を作成するなど、効率的な管理事務体制の構築に取り組むとともに、ルーティン業務の見直しを行う。

(エ) 求償権管理事務における新たなノウハウ獲得や体制強化に向け、外部講師を招聘した勉強会の開催や、他協会の先進的な取組の調

査研究を行う。

【その他間接部門】

（１） 現状認識

令和６年度については、既存事業や業務プロセス、会議体について、業務の合理化、効率化の観点で検証し、見直し等に取り組んできたが、今後もさらなる業務の質的向上、職場活性化に取り組んでいくことが重要である。

そして、職員パフォーマンス、顧客の利便性の向上及び業務効率化が重要であり、そのため、デジタル化の推進に取り組む必要がある。

また、当協会の公共性と社会的責任の重さを常に認識し、健全な業務運営を通じて事業者や関係機関等からの信頼の確立を図るため、職員の倫理意識の涵養、コンプライアンス態勢の維持・強化及び反社会的勢力排除の組織的取組を不断に進めることが重要である。

加えて、東日本大震災及び台風被害等の経験を生かし、職員の安全と業務の継続又は迅速な復旧を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。

個人情報については、適切な個人情報保護の徹底に向けて各部署において定期的に自主点検するとともに、内部監査を実施し、適正な管理を行う必要がある。

（２） 具体的な課題

- ア 組織の活性化
- イ デジタル化推進と体制整備
- ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

（３） 課題解決のための方策

- ア 組織の活性化
 - （ア） 不断の取組として、既存事業や業務プロセス等の見直しに伴う合理化、効率化を進め、職員の業務姿勢・業務精度などの業務の質的向上につなげていく。
 - （イ） 風通しが良く、職員のモチベーションの維持高揚が図られる、働きやすい職場環境の整備を行う。
 - （ウ） 県内事業者の支援ニーズに対応可能な人材を育成するため、タイムリーで効果的な研修を実施する。
- イ デジタル化推進と体制整備

- (ア) IT・情報セキュリティに関する内部研修の拡充、通信教育や資格取得の奨励等により、組織を挙げてデジタルリテラシーの更なる底上げを図る。
- (イ) 信用保証書や保証申込手続きの電子化促進と、生成 AI や労務管理システム等、業務アプリケーションの活用により、業務改善と効率化を図る。
- (ウ) よりセキュリティの高い情報インフラの構築に向け、ネットワーク環境の改善、高度化を進める。

ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会やコンプライアンス担当者会議を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- (イ) 反社会的勢力からの介入防止、不当要求を排除するため、関係機関からの情報収集・周知・研修を行う。
- (ウ) コンプライアンス・チェックシートを活用し、職員個々の倫理意識の涵養と倫理的な組織風土の構築を図る。
- (エ) コンプライアンスをテーマとした職場内研修の実施を促すとともに、コンプライアンス・マガジン（毎月発行）による啓発等を図る。
- (オ) 個人情報保護は、規程に基づく個人データ取扱点検の年間計画を策定、情報漏洩防止に努める。
- (カ) コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス関連マニュアルは、必要に応じて見直し、改正を行う。
- (キ) 事業継続計画（BCP）に基づく訓練、適切な事務処理のための研修会を実施する。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保 証 承 諾	75,000	88.2	98.1
保 証 債 務 残 高	274,000	93.8	94.9
保証債務平均残高	280,000	94.3	94.2
代位弁済（元利）	4,000	80.0	81.0
実際回収（元損）	530	98.1	75.0
求 償 権 残 高	1,142	80.7	82.5

積算の根拠（考え方）

<保証承諾>

伴走支援型特別保証の終了により、借換利用が減少し保証承諾は前年を下回ることが見込まれるものの、短期継続支援型保証や低利の県制度での長期保証、金融機関のプロパー融資を引き出す新たな制度「協調支援型特別保証制度」等、償還力に応じた各種保証制度を活用した組立を提案しながら積極的な信用保証に取組む方針であり、75,000 百万円（前年度計画比 88.2%、対前年度見込比 98.1%）の計画とした。

<保証債務残高>

コロナ関連制度の償還により、保証債務残高は減少基調が続くものと見込まれるが、金融機関と連携した積極的な資金繰り支援と経営支援の一体的な支援に取組み、返済緩和等の条件変更にも柔軟に対応しながら、保証債務残高の減少幅の縮小を目指し、274,000 百万円（前年度計画比 93.8%、前年度見込比 94.9%）の計画とした。

<代位弁済>

コロナ禍を経て過剰な債務を抱え、長期化する原材料高等コスト高騰と人手不足等により、県内事業者の厳しい経営環境は続くことが予想されるものの、金融機関と連携した早期期中支援、返済緩和等の条件変更への柔軟な対応、適切な経営支援により代弁抑制に努めることとし、4,000 百万円（前年度計画比 80.0%、前年度見込比 81.0%）の計画とした。

<実際回収>

前年度における代位弁済事業者は 6 割程度が破産等法的整理であり、担保処分以外の回収目処が立たない等回収環境は厳しい状況にある。そうした中で、回収が期待できる債務者に対しては、回収機会を逸失することがないように代位弁済前における面談、資産調査等の初動対応を徹底する。また、事業を継続しながら誠実に返済を履行している債務者の事業再生を後押しするため、金融機関との融資取引の再開に向けて求償権消滅保証に取組む。同様に、誠実に弁済を行ってきた連帯保証人に対しても生活再建に向けて個々の実情に応じた経営者保証ガイドラインや一部弁済の活用による保証債務免除を取組むこととし、530 百万円（前年度計画比 98.1%、前年度見込比 75.0%）の計画とした。

4 収支計画

(単位：百万円、%)

	金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,312	102.6	100.0	1.18
保証料	2,654	98.2	95.3	0.95
運用資産収入	297	110.0	108.4	0.11
責任共有負担金	291	209.4	207.9	0.10
その他	70	59.3	62.5	0.03
経常支出	2,555	105.6	104.2	0.91
業務費	1,122	101.5	106.6	0.40
借入金利息	0	-	-	0.00
信用保険料	1,428	109.3	102.1	0.51
責任共有負担金納付金	0	-	-	0.00
雑支出	5	71.4	250.0	0.00
経常収支差額	757	93.5	88.1	0.27
経常外収入	6,241	92.2	91.7	2.23
償却求償権回収金	67	91.8	72.8	0.02
責任準備金戻入	2,000	93.3	97.4	0.71
求償権償却準備金戻入	385	179.9	125.8	0.14
求償権補てん金戻入	3,790	87.3	87.1	1.35
その他	0	-	-	0.00
経常外支出	6,326	89.4	88.9	2.26
求償権償却	4,108	88.4	87.1	1.47
責任準備金繰入	1,900	93.3	95.0	0.68
求償権償却準備金繰入	307	81.0	79.7	0.11
その他	12	100.0	75.0	0.00
経常外収支差額	△ 85	28.1	26.9	△ 0.03
制度改革促進基金取崩額	0	-	-	0.00
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0	-	-	0.00
当 期 収 支 差 額	673	132.7	123.9	0.24
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	336	132.8	124.0	0.12
基 金 準 備 金 繰 入 額	337	132.7	123.9	0.12
基 金 準 備 金 取 崩 額	0	-	-	0.00
基 金 取 崩 額	0	-	-	0.00

積算の根拠（考え方）

- 保証料については、前年度と比較し、一般保証の利用が増加することを想定して算出した。
- 運用資産収入は、現在の金利情勢を勘案し、利回りが増加するものとみて算出した。
- 責任共有負担金は、前年度上期確定額と責任共有代位弁済実績に負担割合を乗じた下期見込額を合算して算出した。
- 業務費については、予想される人件費、物件費を個別に積算して算出した。
- 「信用保険料」については、保証料と同様に一般保証の利用が増加すること等を勘案し算出した。
- 責任共有負担金納付金は、責任共有負担金受領見込額に対し平均填補率、支払保険料等を考慮し算出した。
- 償却求償権回収金は、実際回収が前年度より減少する見込みであることから、前年度を下回るものとして算出した。
- 責任準備金戻入及び求償権償却準備金戻入については、前年度見込みの責任準備金繰入及び求償権償却準備金繰入と同額とした。
- 求償権補てん金戻入は、保険金受領見込額、損失補償金の振替額分を考慮し、算出した。
- 求償権償却は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額から算出した。
- 責任準備金繰入は、期末保証債務残高見込を「正常債務」、「条件変更債務」、「事故債務」、「実質代位弁済債務」に分類し、所定の割合を乗じて算出した。
- 求償権償却準備金繰入は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額を基に所定の割合を乗じて算出した。

5 財務計画

(単位：百万円、%)

		金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年 度 融 中 機 関 等 の 負 担 金	県	0	-	-
	市 町 村	0	-	-
	金 融 機 関 等	0	-	-
	合 計	0	-	-
基 金 取 崩		0	-	-
基 金 準 備 金 繰 入		337	132.7	123.9
基 金 準 備 金 取 崩		0	-	-
期 末 基 本 財 産	基 金	9,507	100.0	100.0
	基 金 準 備 金	15,026	102.8	102.3
	合 計	24,533	101.7	101.4

制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩	0	-	-
制 度 改 革 促 進 基 金 期 末 残 高	0	-	-

収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入	336	132.8	124.0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩	0	-	-
収 支 差 額 変 動 準 備 金 期 末 残 高	9,587	104.5	103.6

(単位：百万円、%)

		金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	-	-
基金補助金		0	-	-
地方公共団体からの財政援助		702	98.6	95.9
保証料補給 (「保証料」計上分)		625	100.6	100.0
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		15	38.5	41.7
損失補償補填金		42	80.8	60.9
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	-	-
借入金運用益		20	-	1000.0

積算の根拠（考え方）

<基本財産の造成>

平成 18 年度から県・市町村の出捐金及び金融機関の負担金は要請を見合わせており、基本財産は収支差額による自己造成に努める。

<地方公共団体からの財政援助>

保証料補給（「保証料」計上分）は、前年度の実績見込値を基に算出した。

保証料補給（「事務補助金」計上分）は、預託方式による運用益以外の部分を見込んだ。

<損失補償補てん金>

代位弁済計画に基づき算出した。

<借入金運用益>

借入金見込と預金金利の動向を基に算出した。

6 経営諸比率

(単位：％)

項 目	算 式	比 率	対前年度計画比 増 減	対 前 年 度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.95	0.04	0.01
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.11	0.02	0.02
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.40	0.03	0.04
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.23	0.02	0.02
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.17	0.00	0.02
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.51	0.07	0.04
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	14.72	1.17	0.71
固定比率	(事業用不動産＋建設仮勘定)／基本財産	3.74	0.10	0.10
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	38.75	△ 0.66	△ 0.54
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	3.41	△ 0.89	△ 0.72
		1,142		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	11.17		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.43	△ 0.25	△ 0.23
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	2.48	1.77	0.24

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。

